制裁措置の整合性

発行日： 2026 年 7 月 10 日
適用日： 2026 年 9 月 9 日
版　数： 1.0 版

注:この文書は、HARMONISATION OF SANCTIONS – Ver. 1.0（Global ACI-TECH-3-025）の内容を変更することなく、本認定センター及び公益財団法人日本適合性認定協会が翻訳したものであるが、原文だけが正式な Global ACI 文書としての位置付けをもつ。原文は、Global ACI ウェブサイトから入手できる。

2026 年 11 月 10 日

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター(ISMS-AC)

追加情報

この文書又は他のグローバル認定協力機構（Global ACI）文書について追加の情報を必要とする場合、Global ACI 事務局に連絡して下さい。

Email: secretariat@global-aci.org
Phone: +1 (571) 569-2614

© Copyright 2026

Global ACI は、教育、標準化、認定、又は Global ACI の専門分野や活動に関連するその他の目的で、出版物又はその一部を複製することを希望する組織に許可します。複製された資料が掲載されている文書には、Global ACI の提供によるものであることを明記する必要があります。

目　次

1. 序文 4
1.1 目的 4
1.2 適用範囲 4
2. 制裁措置の開始 5
3. 実施可能な制裁措置 6
4. 整合性のある特定の制裁措置 6
5. 通知 7
6. 改訂履歴 7
附属書A（規定）：不正行為の申立てに対処するプロセス 8
附属書B（参考）：認定の基礎として使用されている規格に対する適合性評価を提供する適合性評価機関 9

1. 序文

1.1 目的

1.1.1　この文書は、制裁措置の整合性及び不正行為への対処に関する基準を定めるものである。

1.1.2　この文書は、マネジメントシステム、要員、製品、プロセス及びサービスの認証、並びに妥当性確認及び検証の分野において認定を行う Global Accreditation Cooperation Incorporated（Global ACI）のメンバーに適用される。

1.2 適用範囲

1.2.1　この文書は、IAF（国際認定フォーラム）の文書「IAF MD 7:2023 *IAF Mandatory Document for the Harmonization of Sanctions and Dealing with Fraudulent Behaviour*（制裁措置の整合性及び不正行為への対処に関する IAF 必須文書）」に基づいている。IAF の役割が Global ACI に移管されることに伴い、本文の内容に実質的な変更を加えることなく、Global ACI の文書として書式が変更された。

1.2.2　ISO/IEC 17011 に従い、認定機関（AB）は認定の一時停止、取消し、又は認定範囲の縮小に関する手順を保持していること及び特定の状況下で認定取消しのプロセスを開始することが要求されている（ISO/IEC17011:2017 7.11.1 及び 7.11.2 参照）

1.2.3　この文書の意図は、認定の申請者又は認定された適合性評価機関（CAB）に、制裁措置を適用しなければならない状況、及びそれに伴って AB が行わなければならない通知について明確にすることである。

1.2.4　この文書は、Global ACI MRA の範囲で適用できるだけではなく、Global ACI のその他の全ての認定に関する活動にも適用できる。AB、CAB、第三者、規制当局、スキームオーナー、国家の諸機関又はその他の裁量によって、（適切な修正を行ったうえで）その他の状況にも適用されうる。

1.2.5　箇条 2 では、AB による制裁措置に繋がる特定の状況について、箇条 3 では、通常、AB が段階的に適用する制裁措置について記述している。

1.2.6　箇条 4 及び箇条 5 は、全ての AB が整合性のあるアプローチをしなければならない具体的な事例を記述している。

1.2.7　附属書 A（規定）は、申請者である CAB、認定された CAB 及び／又はその顧客の不正行為が特定された場合に、AB がとるべきアプローチに関する要求事項を規定する。

1.2.8　附属書 B（参考）は、本必須文書 4.2 の要求事項の背景及び状況を提供する。

1.2.9　この文書で使用されている用語“should”（望ましい）は、規格の要求事項を満たすことの、認知された手段であることを示す。適合性評価機関（CAB）は、この要求事項を同等の方法で満たすことも、それを認定機関（AB）に対して実証できれば可能である。この文書で使用されている用語“shall”（なければならない）は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定が強制されることを示す。

1.3　引用規格

1.3.1　ISO/IEC 17011 *適合性評価―適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項*

1.3.2　ISO/IEC 17030 *適合性評価―第三者適合マークに対する一般要求事項*

1.3.3　認定範囲に応じて適用する規格

1.3.3.1 ISO/IEC 17021-1 *適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項－第 1 部：要求事項*

1.3.3.2 ISO/IEC 17024 *適合性評価－要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項*

1.3.3.3 ISO/IEC 17065 *適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項*

1.3.3.4 ISO/IEC 17029 *適合性評価－妥当性確認機関及び検証機関に対する一般原則及び要求事項*

2. 制裁措置の開始

2.1.　認定の申請者又は認定された適合性評価機関（CAB）に制裁措置が適用される状況には次が含まれるが、これらに限定されない。

- 認定機関（AB）の定める手順に従って不適合を解決できなかった場合。
- 苦情調査の結果が悪かった場合。
- 認定シンボルの誤用・不実表示（ISO/IEC 17011:2017 4.3.5 及び注記参照）。
- 認定範囲に応じて適用される、関連する法律、規則、条例又は指令の不遵守。
- 不正行為の証拠（4.1 参照）を含む、この文書の箇条 4 に記述されている状況。
- AB への料金の未払い。

3. 実施可能な制裁措置

3.1. 実施可能な制裁措置には、次が含まれるが、これらに限定されない。

- サーベイランスの強化及び対象を絞った調査（文書審査及び／又は事務所審査又は立会審査を含む）。
- 認定範囲の縮小（認定範囲に含まれる場所を含む）。
- 認定の一時停止。
- 認定の取消し。
- 初回認定又は認定範囲の拡大のためのプロセスの一時停止又は終了。
- 認定範囲の縮小、一時停止、取消し又は不実表示についての公表。
- 法的処置。

注記：

1. この必須文書にあるいかなる記述も、ISO/IEC 17011:2017 7.13 に規定されている、決定に関する適合性評価機関の異議申立ての権利を無効にするものではない。

2. この文書に概要を示した制裁措置の適用は、第三者、規制当局、スキームオーナー、国家の諸機関又はその他の利害関係者による法的処置を排除するものではない。

4. 整合性のある特定の制裁措置

以下の状況では、認定機関は特定の制裁措置をとることが要求される。

4.1. ISO/IEC 17011:2017 7.11.2 に規定されているとおり、不正行為の証拠がある場合、適合性評価機関（CAB）が意図的に虚偽の情報を提供した場合、情報を隠蔽した場合、又は認定規則に故意に違反した場合、認定機関（AB）は、CAB の認定の取消し、申請又は更新の終了（該当する場合）のためのプロセスを開始しなければならない。附属書 A 参照。

4.2. CAB が、CAB を認定するための基礎として使用する Global ACI MRA レベル 1 から 4 の規格（例えば、ISO/IEC 17025、ISO/IEC 17020、ISO 15189）に対する第三者適合性評価を提供している場合、AB は、CAB の申請プロセスを一時停止するか、認定の一時停止（該当する場合）のためのプロセスを開始しなければならない。附属書 B 参照。

- 一時停止から先の決定は、CAB が講じた処置をもとに、決定しなければならない。
- AB は、CAB との契約の中に、このような可能性についての適切な規定を入れなければならない。

5. 通知

5.1　認定の一時停止又は取消しの場合、公表は必須である（ISO/IEC 17011:2017 8.2.2 参照のこと）。

注記：一時停止／取消しされた認定及び関連する適合性の表明に関する情報を含め、例えばマネジメントシステム認証に要求される CertSearch のような、関連する全ての Global ACI データベースの情報を更新することが重要である。

5.2　4.1 及び 4.2 に述べた状況があり、認定の一時停止又は取消しに至り、認定機関（AB）の異議申立て手順に従って異議申立てがあり、それに対する決定が出た後、AB は、Global ACI 事務局に決定内容及び理由を通知しなければならない。Global ACI 事務局は、全ての Global ACI メンバー AB に対して、当該決定及び状況を、次の形で通知しなければならない。

Global ACI-TECH-3-025 4.1 又は 4.2 に従って、「[認定機関名]は、[日付]、「[適合性評価機関名]の認定の[‘取消し’又は‘一時停止’]を行う。」

6. 改訂履歴

変更箇所	旧版	変更点の概要
全て	-	Global ACI 文書初版発行

附属書 A（規定）：不正行為の申立てに対処するプロセス

注記：Global ACI-TECH-3-026 は、A1～A6 を達成するために、認定機関（AB）が採用し得るアプローチに関する情報を提供する。必須であるのは成果であり、それを達成するために採用するアプローチではない。

AB は、次のことをしなければならない：

A1）認定した適合性評価機関（CAB）及び／又はその顧客による不正行為にどのように対処するかについての声明書を作成し、公表する。

A2）AB がそのような不正行為に対応できるような方針、手順、法的強制力のある取決めをもつ。

A3）不正行為の申立てに関する情報（不正行為を管理するためにとるあらゆる処置の結果を含む）を受け取り、検証し、対処し、関連する利害関係者（関連する Global ACI メンバー AB を含むがこれに限定しない）に伝達するために必要な取決めをもつ。

A4）認定の申請者又は認定された CAB に関する不正行為の申立ての妥当性、及び CAB がその顧客による不正行為の申立てに適切に対処できていないことを立証するために必要なプロセスをもつ。

A5）不正行為に対して効果的に及び相応に対応するための手段をもつ。

A6）不正行為を管理するために他の Global ACI メンバーAB が講じる正当な処置を尊重し、支援する。

注記：このことは、AB が、他の Global ACI メンバーAB の制裁と同一の制裁を課すことを必ずしも必要とするものではない。

附属書B（参考）：認定の基礎として使用されている規格に対する適合性評価を提供する適合性評価機関

この必須文書の 4.2 は、IAF-ILAC JGA 2007 シドニー決議 7 に基づき、認証以外の適合性評価活動（例えば、検証及び妥当性確認）を含むように更新されたものである。

IAF 及び ILAC 合同総会は、JCCC の勧告に基づいて、認定機関（AB）による認定を受けている適合性評価機関（CAB）が、CAB を認定するための基礎として使用されている規格（例、ISO/IEC 17025 又は ISO 15189）に対する認証を提供している場合[1]、当該 AB は、認定の一時停止のための手続きを開始しなければならない。なぜなら、CAB がこの行動を行うと、AB は、その意志に反して、CAB が実施しているサービスと同じサービスを提供している状態に置かれることになり、これは、ISO/IEC 17011 4.3.6 項の違反となるからである。一時停止から先の決定は、CAB の取った処置を見たうえで、決定しなければならない。

全ての IAF 及び ILAC 加盟 AB は、CAB との契約の中に、このような可能性についての適切な規定を入れなければならない。

備考：CAB が、その下請負契約者を審査し、CAB の要求事項を満たしていることを確認しなければならないことがあることは容認されている。この要求事項には、認定規格、例えば、ISO/IEC 17025 を含むかもしれない。審査の結果合格した下請負契約者に発行する文書類には、これが、その下請負契約の諸目的のためだけであり、ISO/IEC 17011 に従った認証又は認定ではないことを明確に述べることが望ましい。

[1] これは、IAF-ILAC JGA 2007 シドニー決議 7 の原文であり、現在は他の種類の適合性評価（妥当性確認及び検証を含む）にも範囲を広げている。